

愛知県中小企業応援 障害者雇用奨励金

障害者雇用の経験のない中小・小規模企業の事業主が、障害者を初めて雇用した場合（過去3年間に対象労働者の雇用実績がない場合も含む。）に奨励金を支給しています。

2025年4月1日からは、**愛知県電子申請・届出システム**で申請書類を提出できるようになりました。初めて障害者を雇用された事業主様はぜひお問い合わせください。

※就労支援A型の事業を実施している事業主様は対象外です。

電子申請なら24時間土日祝日
いつでも申請いただけます！

▼支給額（1事業主当たり）

支給対象労働者	支給額
特定短時間労働者（重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者）	15万円
短時間労働者（身体障害者・知的障害者）	30万円
一般労働者（身体障害者・知的障害者・精神障害者） 短時間労働者（精神障害者）	60万円

※特定短時間労働者とは1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の者、
短時間労働者とは1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者、
一般労働者とは1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。

申請期限を過ぎた場合は支給対象となりませんのでご注意ください

▼申請期限

対象となる障害者の雇入れ日から6か月経過した日の翌日から起算して2か月以内に必要書類を添えて支給申請書を提出してください。



2026年1月1日雇用の場合

2023年	2025年	雇用(2026年)	2026年
1/1	12/31	1/1	6/30 7/1 8/31
過去3年障害者が働いていない		雇用6か月	申請期間2か月

この期間に別の障害者が働いている場合は、支給対象になりません。

▼申請方法等

愛知県就業促進課のWebサイトに掲載の「**申請の手引き**」をご覧ください。
【Webサイト】<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/ouen.html>



従来の郵送、来庁での提出に加え、愛知県電子申請・届出システムからも申請書類を提出できます。

電子申請フォーム⇒



▼問い合わせ先

愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ
TEL 052-954-6367 (ダイヤル)
FAX 052-954-6927
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2(愛知県庁本庁舎2階)